

第2章 地域福祉計画の基本的な方向性

第2章 地域福祉計画の基本的な方向性

1. 計画の将来像

住民が理想とする地域福祉が充実したまちは、地域に暮らすすべての住民が相互に見守り、支え合いながら、笑顔でいきいきと暮らすことができるやさしさにあふれた明るい元気な地域をイメージしています。

地域のつながりが希薄化している現代と言われますが、地域に愛着を持ち、元気な笑顔でその人らしく暮らせる地域をすべての住民が一緒になって創りあげる「ゆいまーるのまちづくり」は大切なものであります。住民がお互いを理解し、困っている人がいれば優しく手を差し伸べる、地域社会のなかで優しさと思いやりのある人が育ち、やがて人がつながり、地域がつながる福祉コミュニティが形成されます。地域の福祉の担い手として住民相互の多様な見守り、支え合いの主体的な活動を通して問題解決力を高めていくことが必要です。

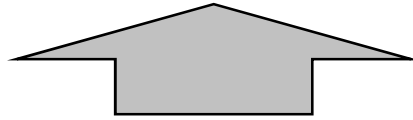
また、近年は一人ひとりが抱える課題が複雑で多様化しており、支援も個人対象から「家庭支援」が必要なケースが増えてきています。このため、家族全体を対象としながら包括的に自立を支援するシステムが必要となっています。

地域に愛着を持ち、元気な笑顔でその人らしく暮らせる地域をすべての住民が一緒になって創り、「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」を次代の住民が受け継いでいける福祉のまちづくりを進めます。



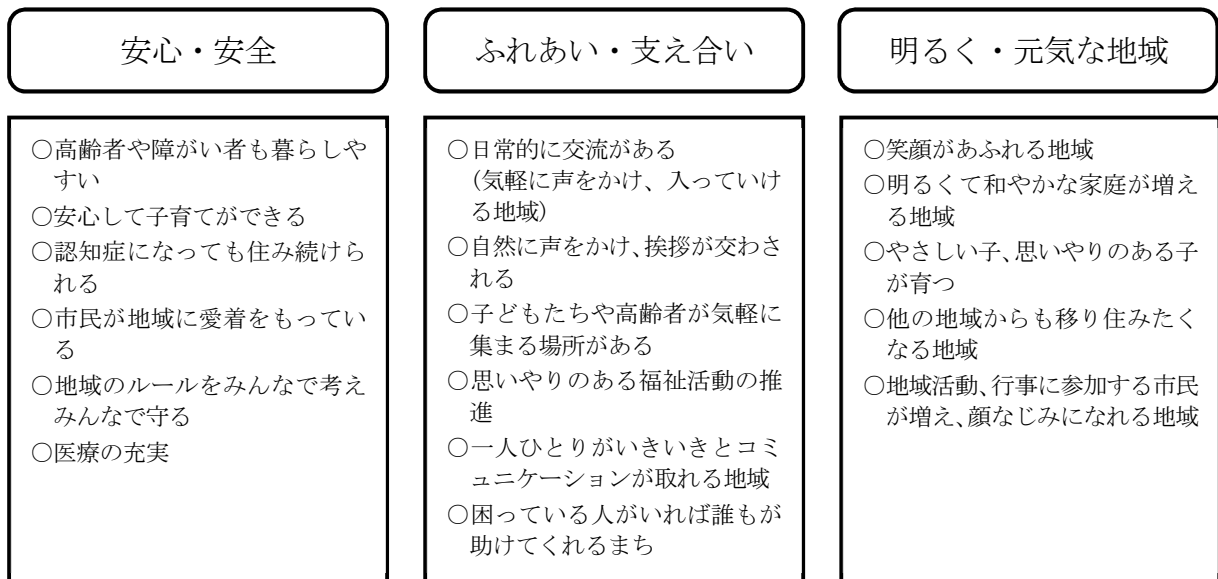
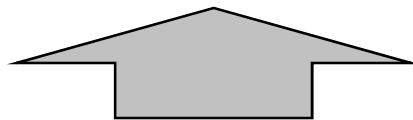
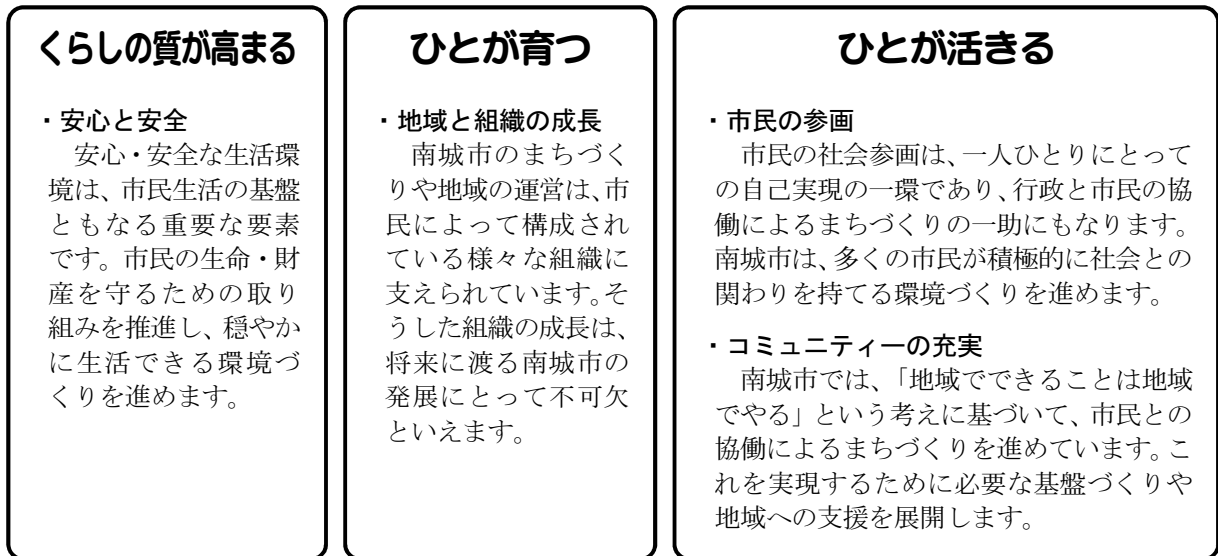
○将来像

「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」



第2次南城市総合計画より

ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり



地域福祉が充実した地域のイメージ

2. 計画の基本視点

本計画の将来像の達成や基本目標を達成するための施策を考えるにあたって、基本視点を定め計画推進の方向性を定めます。

基本視点1：住民参加による福祉のまちの形成

相互扶助の意識を深め、住民参加を主体とした地域福祉活動を推進するとともに、住民や地域がそれぞれの立場で連携、協力し相互に支え合いながら、すべての住民が関わりを持ち見守り、ゆとりと安心感に支えられた共生社会の形成をめざします。

基本視点2：当事者本位のサービス提供の推進

福祉サービスの提供は個人の尊厳と保持を前提に、良質かつ適切に提供されることが基本となります。

当事者が福祉サービスを主体的に選択し、安心して利用することができるよう福祉サービスに関する情報提供、公開並びに総合的な相談支援体制の充実に努める等、多様な生活課題を抱える一人ひとりに対し、当事者本位の考え方に立った適切なサービスの提供や尊厳を持って日常生活を営むことができる支援体制の充実にめざします。

基本視点3：地域を単位とした主体的な福祉の展開

より身近な地域において、当事者の生活課題等を的確に把握し相談から見守り支援等、利用者のニーズに柔軟に対応できるサービスの提供体制を構築していくため、住民の日常生活圏域との整合性を図りながら地域を単位とした地域福祉施策の推進をめざします。

基本視点4：サービスの包括的な提供体制の構築

住民一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスの提供とともに、家族を「丸ごと」支援していく包括的な支援が必要とされています。行政、地域、住民、サービス提供事業者等とのパートナーシップを構築し、地域の福祉活動と公的サービスを有機的につなげる等、包括的なサービス提供体制の構築をめざします。

3. 計画の基本目標

基本目標1：地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる

住民一人ひとりが地域に愛着を持ちながら地域福祉の担い手として身近な問題に取り組む活動の裾野を広げていくことが大切です。

そのため、地域福祉活動に関する情報発信の強化を図り、福祉に対する意識を高める啓発活動や福祉教育の充実に努めるとともに、地域福祉を担う人材を育て、活用する仕組みや地域活動に参加しやすい環境の整備を進めていきます。

また、住民同士のつながりを軸に地域活動との連携や多様な交流を通して互いに支え合う大切さを共有し、地域力を活かした福祉活動を推進する地域づくりを進めていきます。

さらに、公共施設等の地域資源を効率的に活用し、住民が気軽に集うことができる居場所づくりや地域の福祉を推進するための拠点整備を進めていきます。

基本目標2：必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる

軽度の生活支援から専門性を伴った公的サービスによる支援まで、地域福祉に関わる複雑・多様化した支援ニーズに対応するきめ細かな相談支援、情報提供を含め総合的にサービスを提供する仕組みをつくることが大切です。

そのため、より身近な場所での相談支援体制と情報提供体制の機能強化を進めるとともに、当事者本位によるサービスの提供を前提に、福祉サービスの質的な向上と権利擁護に努めます。

また、地域、行政、社会福祉協議会、福祉事業者、福祉関係団体等を総合的に活用し、当事者が必要とする支援を適切なサービスにつなげるコーディネート機能の強化を図る等地域の福祉力を高める取り組みを進めていきます。

基本目標3：安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる

地域福祉活動の推進においては地域を単位として住民相互の顔と顔が見える関係を築き、多様な福祉活動を通して生活課題を見つけ、それぞれの主体が課題を共有し、連携することで問題に対処する機能をもった支え合いのネットワークをつくることが大切です。

そのため、住民主体の福祉活動、ボランティア等の連携や社会福祉協議会、福祉関係団体等との横断的な連携・協力体制により、地域独自の支え合いのネットワークを構築するとともに、それらの広がり支援する取り組みを進めていきます。

また、地域防犯・交通安全対策の強化や災害時における連絡、支援体制の強化を図るなど、安心と安全に支えられた生活を営むことができるまちづくりを推進します。

4. 施策の体系

将来像

一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市

基本目標1 地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる

- | | |
|---|--|
| <p>1-1 住民が参加しやすい環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地域福祉に関する啓発・参加促進2. 住民参加・交流機会の拡大 <p>1-2 福祉意識の向上推進</p> <ol style="list-style-type: none">1. 子どもたちへの福祉教育の推進2. 市民への福祉教育の推進 <p>1-3 福祉活動の拠点の充実</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自治会公民館の充実2. 公的施設の活用による拠点の確保 | <p>1-4 福祉活動に携わる(支援する)人材の育成・確保</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地域の人材の掘り起こし <p>1-5 ボランティア活動の推進</p> <ol style="list-style-type: none">1. ボランティア人材の確保(周知など)2. ボランティアの育成、資質向上3. ボランティアの活動支援4. ボランティアセンターの機能強化 |
|---|--|

基本目標2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる

- | | |
|--|--|
| <p>2-1 情報提供の充実</p> <ol style="list-style-type: none">1. 保健福祉サービス各種制度の広報等の情報提供2. 情報バリアフリー化の推進 <p>2-2 包括的ケアシステムの構築</p> <ol style="list-style-type: none">1. 相談サービスの向上2. サービスの包括的提供体制整備 <p>2-3 生活困窮世帯への支援充実</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生活保護の適正実施2. 生活困窮世帯への自立支援3. 子どもの貧困・孤立対策の推進 | <p>2-4 権利擁護の推進</p> <ol style="list-style-type: none">1. 権利擁護に関する啓発2. 成年後見制度の利用支援3. 財産管理等の支援4. 虐待防止に係る啓発・ネットワークの充実5. 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援 <p>2-5 移動手段、移動支援の充実</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市内線バスの実施(Nバス)2. 南城市内デマンドバスの実施(おでかけなんじい)3. 移動支援に関するサービスの充実等 |
|--|--|

基本目標3 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる

- | | |
|--|--|
| <p>3-1 地域の支え合い・つながりづくりの推進</p> <ol style="list-style-type: none">1. 支え合いネットワークの推進2. 自治会の活性化支援3. 民生委員・児童委員の確保・資質向上、活動支援4. 様々な団体とのつながり強化5. 地域福祉のコーディネート機能の強化 | <p>3-2 安心・安全な地域づくり</p> <ol style="list-style-type: none">1. 防犯・事故防止対策の推進2. 防災対策の推進 |
|--|--|

【施策体系の詳細】

	＜市の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
基本目標 1	地域住民が福祉活動に取り組む仕組みをつくる	
1-1	住民が参加しやすい環境づくり	
1.	地域福祉に関する啓発・参加促進	
①	自治会情報や地域活動の情報発信	①自治会情報や地域活動の情報発信 ・ホームページ ・社協だより
②	地域を知る機会の提供（文化、伝承、歴史）	
2.	住民参加・交流機会の拡大	
①	各種イベント機会の確保・提供	①各種イベント機会の確保・提供 ・社協だより
②	居場所づくりの推進	②居場所づくりの推進 ・ミニデイサービス
③	様々な交流機会の提供	③様々な交流機会の提供 ・ミニデイサービス ・障がい者ふれあい交流会
1-2	福祉意識の向上推進	
1.	子どもたちへの福祉教育の推進	
①	子どもたちの福祉教育の充実	①子どもたちへの福祉教育機会の提供 ・ボラ活動推進校指定事業
②	体験活動の充実	
2.	市民への福祉教育の推進	
①	福祉講演会や体験機会の提供	①福祉講演会や体験機会の提供
②	福祉週間や月間による福祉意識の啓発	②福祉週間や月間等による福祉意識の啓発 ・赤い羽根共同募金運動 ・歳末たすけあい運動
1-3	福祉活動の拠点の充実	
1.	自治会公民館の充実	
2.	公的施設の活用による拠点の確保	
1-4	福祉活動に携わる(支援する)人材の育成・確保	
1.	地域の人材の掘り起こし	・ファミサポ養成講座 ・介護支援ボランティア ・ミニデイサービス
1-5	ボランティア活動の推進	
1.	ボランティア人材の確保（周知など）	・ホームページ SNS ・コミュニティーソーシャルワーク事業 ・ボランティアセンター ・ボラ情報誌の発行 ・南城市社福連絡会 ・社協だよりの発行
2.	ボランティアの育成、資質向上	・ボランティア養成講座 ・生活支援体制整備事業 ・ミニデイサービス ・介護支援ボラポ事業 ・ボランティアセンター事業
3.	ボランティアの活動支援	
4.	ボランティアセンターの機能強化	・ボランティアセンター事業

	＜市の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
基本目標2 必要な人に、必要な支援が届く仕組みをつくる		
2-1 情報提供の充実		
1. 保健福祉サービス各種制度の広報等の情報提供		・ホームページ ・社協だよりの発行
2. 情報バリアフリー化の推進		・声の広報配布事業
2-2 包括的ケアシステムの構築		
1. 相談サービスの向上		
①相談窓口や相談機関の周知		①相談窓口の周知 ・総合相談事業
②相談機能の向上（資質向上）		②相談機能の向上（資質向上）
③包括的相談支援の体制づくり		③包括的相談支援の体制づくり ・包括合同会議
2. サービスの包括的提供体制整備		
①公的サービスの充実		①福祉サービスの充実
②福祉個別分野の地域包括ケアシステムの構築		②福祉個別分野の地域包括ケアシステムの構築 ・生活支援体制整備事業
③庁内各課や関係機関との連携による包括的支援		③市や関係機関との連携による包括的支援 ・コミュニティーソーシャルワーク事業
④インフォーマルサービスの支援や連携		④インフォーマルサービスの支援や連携
2-3 生活困窮世帯への支援充実		
1. 生活保護の適正実施		
2. 生活困窮世帯への自立支援		
①生活困窮世帯への相談の充実		①生活困窮世帯の把握及び経済的支援・自立支援 ・歳末たすけあい義援金配分 ・生活福祉資金貸付事業
②生活困窮世帯のための経済的支援・自立支援		
3. 子どもの貧困・孤立対策の推進		
①生活困窮世帯の子の居場所づくりの推進		①生活困窮世帯の子の居場所づくりの推進 ・子どもの居場所「ほっとハウス」 ②学習支援等の提供 ・子どもの居場所「ほっとハウス」 ・頑張る親子サポート事業 ・ファミサポ利用者負担軽減事業 ・受験生チャレンジ応援事業
②生活困窮世帯の子を支援するネットワークづくり		
③就学援助制度の周知・普及		
2-4 権利擁護の推進		
1. 権利擁護に関する啓発		
2. 成年後見制度の利用支援		
3. 財産管理等の支援		
		・日常生活自立支援事業 ・金銭管理サポート事業
4. 虐待防止に係る啓発・ネットワークの充実		
5. 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援		
2-5 移動手段、移動支援の充実		
1. 市内線バスの実施（Nバス）		
2. 南城市内デマンドバスの実施（おでかけなんじい）		
3. 移動支援に関するサービスの充実等		

	＜市の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
基本目標3 安心・安全な地域生活を整える仕組みをつくる		
3-1 地域の支え合い・つながりづくりの推進		
1. 支え合いネットワークの推進		
①地域福祉の仕組みづくり	①地域福祉の仕組みづくり	①地域福祉の仕組みづくり ・コミュニティソーシャルワーク事業 ・地域福祉コーディネーター ・生活支援体制整備事業
②地域支え合い支援事業の充実	②地域支え合い支援事業の充実	②地域支え合い支援事業 ・地域支え合い支援事業
2. 自治会の活性化支援		
①自治会組織の支援	①自治会組織の支援	①自治会組織の支援 ・フックンシーちゃん助成事業
②リーダーの育成支援	②リーダーの育成支援	②リーダーの育成支援 ・コミュニティソーシャルワーク事業
3. 民生委員・児童委員の確保・資質向上、活動支援		
①民生委員・児童委員の確保（周知など）	①民生委員・児童委員の確保（周知など）	①民生委員・児童委員の確保（周知など） ・南城市民児連 ・コミュニティソーシャルワーク事業
②民生委員・児童委員の育成、資質向上	②民生委員・児童委員の育成、資質向上	②民生委員・児童委員の育成、資質向上 ・南城市民児連
③民生委員・児童委員の活動支援	③民生委員・児童委員の活動支援	③民生委員・児童委員の活動支援 ・南城市民児連
4. 様々な団体とのつながり強化		
①福祉関係機関・団体等との連携強化への取り組み	①福祉関係機関・団体等との連携強化への取り組み	①福祉関係機関・団体等との連携強化への取り組み ・南城市社福連絡会
②当事者・福祉関係団体の自主的な福祉活動支援	②当事者・福祉関係団体の自主的な福祉活動支援	②当事者・福祉関係団体の自主的な福祉活動支援 ・南城市社福連絡会
③地域団体(子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等)主体の福祉活動への支援	③地域団体(子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等)主体の福祉活動への支援	③地域団体(子ども会、青年会、女性会、老人クラブ等)主体の福祉活動への支援 ・コミュニティソーシャルワーク事業 ・フックンシーちゃん助成事業
④市内企業への参加促進	④市内企業への参加促進	④市内企業への参加促進 ・赤い羽根共同募金事業 ・お掃除ボランティア
⑤市内社会福祉法人の地域貢献活動の促進	⑤市内社会福祉法人の地域貢献活動の促進	⑤市内社会福祉法人の地域貢献活動の促進 ・お掃除ボランティア ・南城市社福連絡会
5. 地域福祉のコーディネート機能の強化		
①地域福祉のコーディネート機能の充実	①地域福祉のコーディネート機能の充実	①地域福祉のコーディネート機能の充実 ・コミュニティソーシャルワーク事業
②ソーシャルワークの担い手の育成	②地域福祉コーディネーターの活動との連携	②地域福祉コーディネーターの活動との連携 ・生活支援体制整備事業
③地域福祉コーディネーターの活動との連携		
3-2 安心・安全な地域づくり		
1. 防犯・事故防止対策の推進		
①地域と一体となった防犯体制の充実・強化	①地域と一体となった防犯体制の充実・強化	①地域と一体となった防犯体制の充実・強化
②「社会を明るくする運動」の取り組みへの協力		
2. 防災対策の推進		
①自主防災組織の設置支援	①避難行動要支援者の把握	①避難行動要支援者の把握 ・生活支援体制整備事業
②避難行動要支援者の把握	②避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の策定検討	②避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の策定検討 ・災害対応マニュアル策定
③避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)の策定検討		

5. 重点施策

本計画は、前述の施策体系に基づき取り組みを進めるところであるが、特に以下に掲げる施策については「重点施策」として積極的な取り組みを行います。

重点施策1：居場所づくりの推進

地域のミニデイサービス等の「高齢者の居場所」、放課後児童クラブや児童館等の「子どもの放課後の居場所」、地域活動支援センター等の「障がい者の居場所」など、それぞれの対象に合わせた居場所づくり及び取り組みの周知広報による利用促進を推進します。ミニデイサービス事業などを実施するとともに、個々の地域の実情を考慮しながら、ミニデイサービスと連携し子どもから高齢者まで誰でも集える居場所づくりに取り組みます。

重点施策2：自治公民館の充実

身近な地域における地域福祉活動の拠点、住民のふれあいの場である自治会公民館について、ムラヤー構想などと整合性をとりながら、公民館等の整備や機能の拡充・強化に向けた取り組みを支援します。

重点施策3：包括的相談支援の体制づくり

一人ひとりの複合的な課題や世帯全体が多様に抱える課題に対し、包括的に対応し自立や支援につなげていけるように、関係課や関係機関との連携強化や支援への円滑なつなぎを行う包括的相談支援体制(全世代・全対象型地域包括支援)づくりを進めます。

包括合同会議(福祉部内の相談員、社会福祉協議会・地域包括支援センター・他が参加)を開催し、情報共有と必要な「つなぎ」を行っていく連携を図ります。

重点施策4：地域福祉の仕組みづくり

地域の課題やその対応策等について住民が話し合い、解決に向けて行動していくために、地域課題への対応に取り組む「地域福祉の仕組みづくり」を推進します。推進にあたっては、各字・自治会における小地域での課題解決にむけた情報共有や支援を積極的に行い、互助の輪が根付き広がっていくように努めます。また課題に応じて、介護保険関連の「生活支援体制整備事業」中学校区単位の協議体(第2層)や、広域的な取組みが求められることについては、市全域の第1層協議体へつなげ、地域課題解決に向けた体制整備を図っていきます。

重点施策5：地域支え合い支援事業の充実

自治会、民生委員・児童委員並びに関係機関と連携し、年齢や家族構成に関係なく、地域の中の「気になる人や世帯」である要支援者を、地域で見守っていく「地域支え合い支援事業」の推進と強化を図ります。

6. 地域の範囲

- ①：身近な地域(自治会等の広さ)を「基礎地域」
- ②：「基礎地域」より広い範囲の地域(徒歩・車等で短時間で行ける範囲)を「日常生活地域」
- ③：「日常生活地域」よりも広い範囲(南城市全域)を「市域」

として設定し、計画の推進を図ります。

南城市は「ゆいまーる」の意識が根強く残された地域であることから、地域福祉を実践するためには、地域住民の関わりや関係が最も強い、各自治会を基礎地域として設定します。

南城市では中学校区ごと(佐敷、知念、玉城、大里)に地域福祉コーディネーターが配置され、様々な福祉活動が行われています。各地域での活動は住民・自治会等の活動を支援するなど、様々な課題の解決のために、関係機関へのつなぎの役割も担っています。そうした点を踏まえると、佐敷、知念、玉城、大里の各地域は地域福祉を推進する中間的な要素を持つ単位として考えられます。そこで、佐敷、知念、玉城、大里の各地域を「日常生活地域」と位置付け、相談支援から制度的な福祉サービスへとつなぐ単位、福祉サービス基盤整備を推進する単位として設定します。

地域設定のイメージ

